

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月27日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	石川県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/mynumber/index/dokujiryou.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援学校等に就学する幼児、児童又は生徒に係る当該就学のため必要な経費の支弁のうち特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第二条第一項の規定による経費の支弁以外のものに関する事務(別表第三において「特別支援教育就学奨励費支弁事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1第2の項 特別支援学校等に就学する幼児、児童又は生徒に係る当該就学のため必要な経費の支弁のうち特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第二条第一項の規定による経費の支弁以外のものに関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第1条	石川県特別支援教育就学奨励費支弁要綱 第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>教育の機会均等</u> の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が <u>特別支援学校に就学する児童又は生徒</u> について行う必要な援助を規定し、もつて <u>特別支援学校における教育の普及奨励</u> を図ることを目的とする。	第二条 就学奨励費は、 <u>教育の機会均等</u> の趣旨に則り、かつ、特別支援学校等への就学の特殊事情にかんがみ、 <u>特別支援学校等に就学する児童等</u> の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校等への就学のため、必要な経費の全部又は一部を支弁することにより、 <u>特別支援教育の普及奨励</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		・石川県特別支援教育就学奨励費支弁要綱